

新中地第91号  
令和5年8月25日

中央区自治協議会長 様

中央区地域課長  
(担当：企画グループ)

中央区地域公共交通検討会議委員の推薦について（依頼）

日ごろ、市政運営に格別のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本会議は、持続可能な公共交通体系の構築に向けて策定している「中央区生活交通改善プラン」の取組評価や令和6年度の改定に向けた意見交換等を目的として会議を開催いたします。

つきましては、地域の代表として、貴自治協議会の委員から意見等をいただきたいため、都市機能の分野を担っている第1部会から、部会長・副部会長・有識者の計3名（有識者が部会長・副部会長と重複する場合は2名）をご推薦いただきますようお願いいたします。

記

- |   |        |                       |
|---|--------|-----------------------|
| 1 | 会議の名称  | 中央区地域公共交通検討会議         |
| 2 | 委員の任期  | 令和5年9月1日から令和7年3月31日まで |
| 3 | 会議開催回数 | 年1～2回開催の予定            |
| 4 | 報 償    | 6,200円 / 回            |
| 5 | 添付資料   | 中央区地域公共交通検討会議開催要綱     |

<問合せ先>

新潟市中央区役所地域課 企画グループ

〒951-8553 新潟市中央区西堀通6番町866番地

NEXT21 5階

電 話：025-223-7023 F A X：025-223-3660



## 中央区地域公共交通検討会議開催要綱

### (開催)

第1条 持続可能な地域公共交通網の形成に向けて、中央区のまちづくりと連携し、地域の実情に応じた地域公共交通のあり方について、市民や関係者との協働により検討するため、意見交換を行う場として、中央区地域公共交通検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

### (所掌事務)

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項について、意見交換を行う。

- (1) 中央区内の地域公共交通のあり方に関する事項
- (2) 段階的なバス路線の再編や交通結節機能の強化など具体的な交通施策等に関する事項
- (3) その他検討会議が必要と認める事項

### (委員構成)

第3条 検討会議の構成員は別表に掲げる者及び団体の中から当該団体において選出された者とする。

- 2 検討会議には、必要に応じて前項に規定する構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

### (会議の公開)

第4条 検討会議は原則として公開とする。

### (事務局)

第5条 検討会議に事務局をおく。

- 2 検討会議の事務局は、都市政策部都市交通政策課、中央区地域課の2課で構成し、検討会議の運営にあたる。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

### (附則)

この要綱は、平成25年6月12日から施行する。

### (附則)

この要綱は、令和元年6月10日から施行する。

別表

中央区地域公共交通検討会議構成員

中央区自治協議会選出委員  
新潟島に循環バスを走らせる会 バス運営委員会  
国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局（輸送・監査部門）  
関係交通管理者（所管警察署）  
新潟市ハイヤー・タクシー協会  
新潟交通株式会社乗合バス部  
新潟交通観光バス株式会社  
その他、交通事業者  
新潟市都市政策部都市交通政策課長  
新潟市中央区役所地域課長  
新潟市中央区役所建設課長